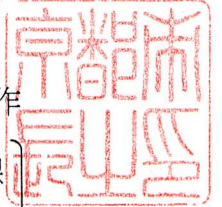


環 環 管 第 3 9 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 真鍋 精志 様

京 都 市 長 門 川 大 作

(担当 環境政策局環境企画部環境管理課)
TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1)



奈良線第2期複線化事業に係る配慮書案に対する意見について

平成25年11月5日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

奈良線第2期複線化事業に係る配慮書案に対する意見

京 都 市 長

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 従前より第二期計画として位置付けられていたこと、及び既存線路の複線化という特殊な事業特性から、事業に係る位置・規模に関する複数案の設定が現実的でないという考え方は、妥当と考えられる。

2 騒音及び振動

配慮書案に記載のとおり、住宅、学校及び病院等が近接する地点・地域は当然のこと、その他の騒音等の影響を及ぼすおそれのある地点・地域についても、方法書以降の手續において慎重な検討を行い、環境影響の低減を図ること。具体的には、実行可能な範囲でロングレールの採用及び遮音壁の設置等環境保全措置を検討すること。

3 動物及び植物

重要な動植物種の生息環境に変化が生じる場合に限定し、適切な対策を講じると記載されているが、これは従来の環境影響評価における特殊性という側面のみを捉えたものである。生物多様性の観点から、典型的な生物種及びその生息状況（連続性の観点を含む）にも配慮すること。とりわけ、桃山御陵以南の巨椋池干拓地に至る範囲は、従来より良好な植生が形成され、多様な生物種が生息している可能性が高いことから、方法書以降の手續において、丁寧な現地調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

4 景観

新たな線路を設置する計画であるが、景観への影響が懸念されることから、周辺の景観との調和に十分配慮すること。